

身体的拘束適正化のための指針

グループホーム グッドライフまかべ

グループホーム シニアライフまかべ

■ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

私たちは利用者の人間性を大切にし、利用者が普通の生活を送れるよう、身体的拘束適正化に向けて取り組む。

- (1) 身体的拘束は安全性を確保する一方で、利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻む弊害があるものであると認識する
- (2) 利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護する必要性が生じた場合に限り身体的拘束について検討する
- (3) やむを得ない理由で身体的拘束を行うときは、利用者と家族の方に説明を行う
- (4) やむを得ない理由で身体的拘束を行ったときは、廃止する方法の検討を始める
- (5) 安易に身体拘束を許容することは、自身の介護サービスに対する自信を損なうことにつながると戒める

緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。例外的に以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要

■ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的として「身体的拘束適正化委員会」を設置する。

委員構成

- (1) 管理者
- (2) 計画作成担当者
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員
- (5) 家族（参加希望がある場合）
- (6) 法人代表者

開催時期

- (1) 身体的拘束適正化委員会は3か月に1回以上開催する
- (2) 緊急的な事案が発生した場合には臨時で行う

協議事項

- (1) 発生した身体的拘束の状況、経緯、方法、記録について検討し、適正に行われているかを確認する
- (2) 日常のケアを見直し、利用者に身体的拘束にあたるようなケアや尊厳を損なうケアが行われていないか検討する
- (3) 身体的拘束に関する規程およびマニュアルの見直し
- (4) 教育・研修の実施と企画

身体拘束廃止に向けた各職種の役割

- (1) 管理者
 - ・ ケア現場における諸課題の総括責任
 - ・ 身体拘束適正化委員会の担当者
- (2) 介護支援専門員、計画作成担当者
 - ・ 身体拘束廃止に向けた職員教育
 - ・ 医療機関及び家族との連絡調整
 - ・ 家族の意向に沿ったケアの確立
 - ・ 施設のハード又はソフト面の改善
 - ・ チームケアの確立
 - ・ 記録の整備
- (3) 介護職員
 - ・ 拘束がもたらす弊害に対する正確な認識
 - ・ 利用者等に対する尊厳の理解
 - ・ 利用者等の疾病、障害等による行動特性の理解
 - ・ 利用者等個々の心身の状態を把握した基本的ケアの実施

- ・利用者等との十分なコミュニケーション
- ・正確かつ丁寧な記録の整備

(4) 看護職員

- ・医師との連携
- ・事業所における医療的行為の範囲についての整備
- ・重度化する利用者等の状態観察
- ・記録の整備

■ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- 新人採用時身体的拘束の適正化に関する研修を随時実施する
- 年間研修計画に基づき、年1回の身体的拘束適正化のための内部研修を行う
- 行政あるいは民間団体が主催する外部研修についても参加することを評価する

■ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

- 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、身体拘束の内容等を確認し、身体拘束適正化委員会の議事録として記録に残し、介護職員その他の職員に報告する。
- 身体拘束の解除に向けての経過観察は、身体拘束適正化委員会に報告する

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・警官栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等を装着する。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル等をつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で扉等を開けることができない居室等に隔離する。

■ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 身体的拘束の原則禁止

当事業所においては、身体的拘束及びその他の行動制限を原則として禁止する。
身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する。「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や、拘束をしない場合のリスクについて検討する。身体的拘束を行うことを選択する前に、(ア) 切迫性、(イ) 非代替性、(ウ) 一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認を行う。

要件を検討・確認した上で、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人、家族等に対する説明書を作成する。

② 利用者本人や家族等に対する説明

身体的拘束の内容や目的、理由、拘束時間または時間帯、期間及び場所、並びに改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体的拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者本人、家族等に対し、行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子や心身の状況、やむを得なかった理由等を記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し、

行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

上記③の記録の確認と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。その場合には、利用者本人、家族等に報告し同意を得る。

■ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 本指針は、事業所のマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧できるようにする。
- 本指針は、利用者と家族等が閲覧できるように、ホームページに掲載する。

■ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束の問題について考える際は、「身体拘束ゼロへの手引き」(2001年3月 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 発行)を参照し、具体的な例示や考え方を参考にすることとする。

付則 この指針は、平成30年4月1日より実施する。

令和2年1月12日 改定